

「防衛計画の大綱」と 「中期防衛力整備計画」について

飯島 滋明



1 「戦争できる国づくり」のための 「防衛計画の大綱」「中期防衛整備計画」

2012年12月以降、安倍自公政権は「戦争できる国づくり」をすすめてきました。しかし「戦争できる国づくり」は現在進行形であり、さらには「戦争できる国づくり」のために憲法改正を目指しています。ここでは「戦争できる国づくり」を進める安倍自公政権の最近の動向として「防衛計画の大綱」と「中期防衛力整備計画」を中心に紹介します。

2018年12月17日、安倍自公政権は「防衛計画の大綱」(30大綱)と「中期防衛力整備計画」(中期防)を決定しました。「防衛計画の大綱」とは、10年間を見据えた、日本政府の安全保障政策の基本方針を示すものです。そして「中期防」とは、「防衛計画大綱」に基づき最初の5年間で具体的に整備する装備の内容を示すものです。今回の「中期防」は2019年〜23年度のものであり、平成30年度価格で概ね2兆4700億円を目処とすることになっていきます。いまの中期防が示した5年間の防衛費の総額は2兆6700億円で、これも前の

中期防より1兆円近い増額ですが、来年度からの中期防では今の中期防よりも3兆円近い、大幅な軍事費の増加です。

2018年12月に決定された「30大綱」や「中期防」、一言で言えば、米軍のさらなる「一部化」をめざすものであり、海外での実際の戦闘を想定した内容になっています。

まず、「米国は……、同盟国やパートナー国に対しては、防衛のコミットメントを維持し、戦力の前方展開を継続するとともに、責任分担の増加を求めている」(4頁)とのように、アメリカの軍事的負担の要求に答えようとしています。そして「日米同盟は、平和安全法制により新たに可能となった活動等を通じて、これまで強化されてきたが、我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中で、我が国の防衛の目標を達成するためには、「日米防衛協力のための指針」の下で、一層の強化を図ることが必要である」(12頁)、「国際平和協力活動については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先的情勢、我が国との政治・経済的関係等を統合的に勘案しながら、主体的

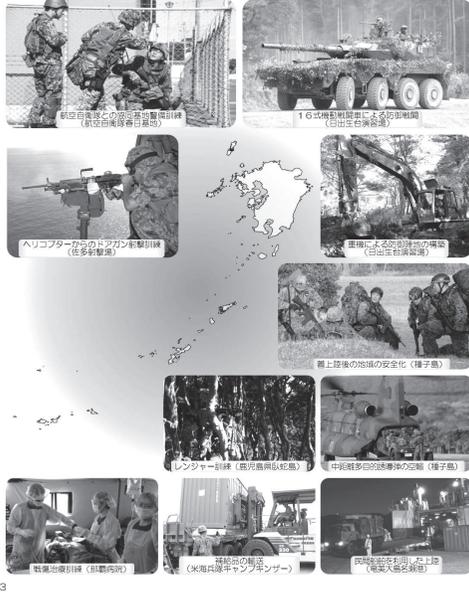
に推進する」(16頁)とのように、世界中での武力行使を可能にする「安保法制」の実施を明記しています。ここで言う「平和安全法制」とは、2015年9月に制定された「安保法制」のことですが、集団的自衛権の行使を含む、世界中での武力行使を可能にする法制のため、「戦争法」とも言われています。「30大綱」や「中期防」では、こうした「安保法制」や「日米ガイドライン」を「一層の強化」「主体的」に実施するとされています。

さらに「戦争できる国づくり」の一環として、自衛隊に「海外派兵型」装備を整えようとしています。歴代日本政府は、「空母」を保有することは憲法上、許されないとの立場をとってきました(たとえば1987年5月19日参議院予算委員会での中曽根首相答弁)。ところがこうした歴代政府の立場も放棄され、「中期防」では「いずも」「かが」を事実上の空母に改修することが明記されました。2018年12月18日の「国家安全保障会議決定」「閣議決定」により、F35は105機、事実上の空母艦載機となるS TOVL(ストロープル)F35Bを42機、導入することが決定されました。さらには相手方の射程範囲外から攻撃する「スタンドオフミサイル」「JASSM」(ジャズム)「LRASM」(ロラズム)など、海外派兵型の兵器を自衛隊が装備することが目指されています。「JASSM」「LRASM」の射程距離は900km、九州からであれば朝鮮半島や中国の一部を攻撃できます。

任務の完遂に向けて

武力攻撃事態等への対応のための訓練

西部方面隊は、地域のご理解を得て、九州本土から南西諸島までの広範な地域において日々訓練等を行っています。



任務の完遂にむけて、西部方面隊パンフレット

このように海外での戦闘を想定する結果、たとえば「30大綱」では、「衛生」の個所で「戦傷医療対処能力の向上を含む教育・研究を充実・強化する」(27頁)とされています。「戦傷医療対処能力」などという考え方は5年前の「25大綱」にはありませんでした。そして負傷者への医療対処に関する教育や研究の強化を打ち出しているのは、実際の戦闘を意識しはじめたからにはかなりません。

2 自衛隊による「作戦分析」と憲法の平和主義

2012年ごろ、自衛隊では石垣島が侵攻された場合を想定し、島しょ奪還のための戦いを分析していました。侵攻軍が4500人、すでに配備されている自衛隊員は2000人、どちらか一方の残存率が30%まで戦闘を続け

ると、敵の残存兵力は2091人に対して自衛隊の残存兵力は581人で劣勢になります。自衛隊が奪還作戦部隊1800人を追加して戦闘を続ければ、敵は679人に対して自衛隊は899人で優勢を回復できると分析しています。なお、国民の犠牲に関しては「国民保護のための輸送は自衛隊が主担当ではなく、所業も見積もることができないため、評価には含まれない」としています。そして防衛省はこの検討成果を5年前の「25大綱」や「中期防」に反映させたとのことです(沖縄タイムス 2018年11月30日付)。

この記事では、非常に恐ろしいことが言われているのが分るかと思えます。まず、石垣島をめぐる戦闘で、自衛隊員約3800人のうち2901人、敵兵3801人が戦死することを想定して「25大綱」が策定されたのです。防衛省・自衛隊、そしてこうした作戦計画が反映された「25大綱」を決定した安倍自公政権は、2901人の自衛隊員が死ぬということをどれほど重く受け取っているのでしょうか？ 残された家族の悲痛な思いを考えた上で、安倍自公政権は「25大綱」や「中期防」を決定したのでしょうか？

さらに恐ろしいのは、「国民保護のための輸送は自衛隊

が主担当ではなく」云々の部分です。自衛隊が侵攻してきた軍隊と戦う際、国民を避難させずに自衛隊は戦闘をはじめるといふのです。これでは石垣島の市民が戦闘に巻き込まれるかもしれません。自衛隊の攻撃で国民が犠牲になる危険性もあります。「国民」を保護することを想定しない自衛隊。戦前の日本軍との類似性を感じるのは私だけでしょうか？ たとえばソ連の満洲侵攻(1945年8月9日)時、関東軍は住民を守らずに自分たちだけ逃げました。逃げる際、ソ連軍の追撃を恐れて橋なども破壊して逃げました。そして軍隊から捨てられ、残された女性や子ども、老人はソ連軍に蹂躪されました。こうした日本軍の対応について、草地貞吾元作戦班長(当時大佐)は「戦時に軍隊に国民を守ってもらおうと考えるのは間違い。軍は国家を守るために作戦を優先する。面倒などみてもらえない。それが戦争」と述べています(朝日新聞 1987年1月31日付)。戦争は人と人の殺し合いであり、悲惨な事態を生じさせます。だからこそ日本国憲法では「平和主義」が基本原理とされ、「武力行使」や「戦争」を禁止し、平和的手段による紛争解決を政府の役割としています。ところが安倍自公政権は憲法の理念を根底から覆し、「戦争できる国づくり」をすすめています。「平和」を守るためには、主権者である私たちは2019年の参議院選挙などで意思を表明することが求められます。

(いじま・しげあき/名古屋学院大学)